

令和5年度 札幌市一時預かり幼稚園2歳児受入れ促進事業募集要項

※ 補助金額については現時点での予定額であり、今後、変更となる可能性があります。

1 一時預かり幼稚園2歳児受入れ促進事業とは

(1) 事業の目的

札幌市が定める基準を満たした幼稚園において、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かることで、安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童福祉の向上及び喫緊の課題である待機児童の解消に繋げることを目的とします。

(2) 事業の概要

事業開始日時時点で、札幌市が独自に定める基準を満たす幼稚園を「一時預かり幼稚園2歳児受入れ促進事業」（以下「預かり保育」という。）の実施施設として認定し、運営費の一部を補助します。

(3) 事業の対象施設

幼稚園

(4) 対象児童

保育の必要性のある（教育・保育給付認定（3号認定子ども）を受けた）2歳児

※ 2歳の誕生日を迎えた時点から受け入れることや、2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも可能です。

2 事業の実施要件について

(1) 開所時間

正規の教育時間を含む11時間以上とします。

(2) 休園日

土曜日、日曜日、祝・休日、12月29日から1月3日まで、その他各園が独自に定める休園日として1年度につき5日間までとします。ただし、休園日に開所することを妨げるものではありません。

(3) 定員

1日あたりの利用定員を適切に設定してください。

(4) 職員配置について

札幌市児童福祉法施行条例（以下「条例」という。）第182条第2項の規定に準じ、保育する対象児童の年齢及び人数に応じた**保育士**、**保育教諭**を保育従事者として配置します。

保育従事者のうち、専従保育従事者の人数は、原則として2人を下回ることはできません

が、預かり保育と通常教育・保育の提供が一体的に行われており、預かり保育を行うにあたって、通常教育・保育に従事する職員による支援を受けることができる場合は、専従保育従事者を1人とすることができます。

ア 保育従事者について

預かり保育に従事する職員は、原則として常勤職員（正職・臨時の雇用形態は問わず、幼稚園等の就業規則等に規定する常勤職員をいう。以下同じ。）としますが、常勤職員を配置することが困難である場合は、非常勤職員を配置しても差し支えありません。

イ 専従保育従事者について

条例（最低基準）で規定されている必要職員等、施設型給付費上の必要職員、各種加算及びその他補助金で必要な職員等以外の保育従事者を意味します。

専従保育従事者は、事業実施時間において専ら預かり保育に従事することを求めているものであり、教育課程時間など、預かり保育を行っていない時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することを妨げるものではありません。また、勤務形態（常勤・非常勤の別）を問いません。

専従保育従事者として配置する職員がいない場合は、預かり保育の受け入れ実績があったとしても補助対象となりません。

ウ 教育課程担当職員が教育課程時間と預かり保育に従事する場合

【例】午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育を担当する場合

①午後の人件費が施設型給付費の対象になっている場合

預かり保育に従事することはできますが、専従保育従事者となることができません。また、当該職員の人件費を預かり保育の補助金に計上することができません。

②午後の人件費が施設型給付費の対象になっていない場合

専従保育従事者となることができます。また、当該職員の人件費の一部（施設型給付費の対象となっておらず、かつ、預かり保育への従事に該当する部分）を預かり保育の補助金に計上することができます。

(5) 保育室について

事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則としますが、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がない場合には、空きスペースで実施しても差し支えありません。

いずれの場合にも、条例第181条の規定に準じた面積・設備の基準を遵守し、専用の部屋を設けない場合には、入所児童と預かり保育の対象児童を併せて基準を満たすよう留意が必要です。

3 補助金額について

(1) 補助基準額について

補助基準額は基本分及び長時間加算分で構成されます。

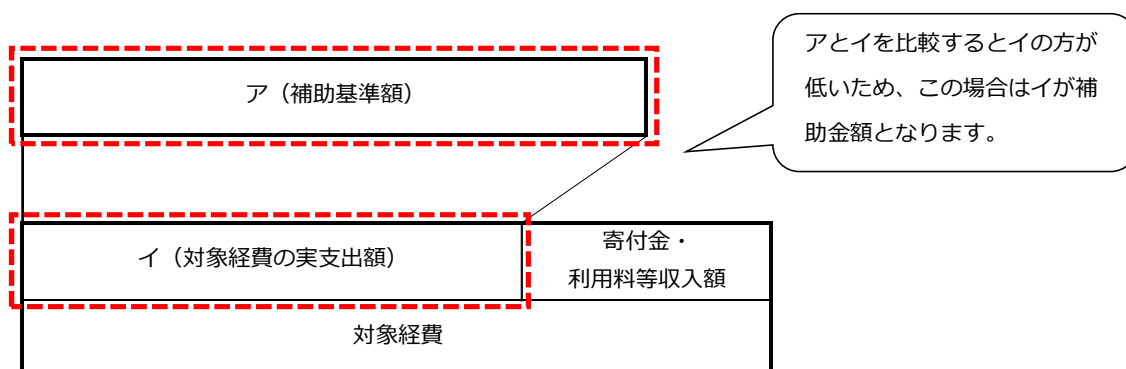
		年間延べ利用児童数が 2,000 人未満の場合	年間延べ利用児童数が 2,000 人以上の場合
基本分	8 時間まで	2,250 円	2,650 円
長時間加算分	8 時間超え 10 時間未満	280 円	330 円
	10 時間以上 11 時間未満	560 円	660 円
	11 時間以上	840 円	990 円

(2) 補助金額について

補助金額は、補助基準額と預かり保育に要した費用から寄附金その他の収入額（利用料等）を差し引いた額（対象経費の実支出額）を比較して少ない方の額を補助します。

ア 補助基準額 = 基本分 + 長期休業日分 + 休日分 + 長時間加算分 + 各種加算

イ 対象経費の実支出額 = 対象経費（※） - 寄付金・利用料等収入額



※対象経費は、下記の預かり保育の運営に関する経費となります。

- ・ 保育に従事する者の給与や福利厚生費等の人件費
- ・ 物品購入費や水道光熱費、各手数料等の事務費
- ・ 給食費や被服費、保育材料費等の事業費

4 利用料について

各園で設定していただいておりますが、原則として3（1）の補助基準額と同額程度とし、これと異なる金額を設定する場合は事前に保護者へ説明のうえ同意を得てください。

<参考>

札幌市児童福祉法施行条例（平成26年条例第51号）【抜粋】

（設備）

第 181 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につきそれぞれ 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上とし、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) （省略）

（職員）

第 182 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。

- 2 前項の保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「就学前保育等推進法」という。）第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法に基づく幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に 1 日に 4 時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね 35 人につき 1 人以上、1 日に 8 時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね 20 人につき 1 人以上）、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね 35 人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね 30 人につき 1 人以上）とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。